

救護施設等のあり方に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 福祉局長は、本市の市有地定期借地制度により、現在、定期建物賃貸借契約を締結している救護施設について、当該契約期間の満了までの間に、本市が所管する当該救護施設のあるべき定員数、建物老朽化等をふまえた事業継続の必要性や施設整備など、今後10年程度を見据えた、救護施設のあり方やその活用方針などを決定するために、救護施設やホームレス支援に関する有識者から意見を聴取することを目的として、救護施設等のあり方に関する有識者会議(以下「本会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 本会議において、意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 救護施設の今後のあり方(施設数・定員数・設置場所)
- (2) 時代ニーズに応じた施設整備
- (3) 定期建物賃貸借契約施設の活用方法

(本会議のメンバー)

第3条 本会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者のうちから福祉局長が委嘱する。

2 本会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 本会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、本会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(調査検討部会)

第5条 本会議の議論に必要な実態調査等の検討などを行う場合、部会を開催することができる。

2 部会は、会議のメンバーにより構成する。

3 部会は、開催結果を本会議に報告する。

(部会長)

第6条 部会長は、メンバーの互選により定める。

2 部会長は、部会の議事を進行する。

3 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する部会のメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第7条 本会議は、令和8年3月31日までとする。

(会議の庶務)

第8条 本会議及び作業部会の庶務は、福祉局生活福祉部保護課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会議の開催に関し必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。